

改正案	現行
<p>（再婚禁止期間）</p> <p>第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>2 女が前婚の解消又は取消しの日以後に<u>出産したときは</u>、その出産の日から、前項の規定を適用しない。</p> <p>（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）</p> <p>第七百四十六条 第七百三十三条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。</p>	<p>（再婚禁止期間）</p> <p>第七百三十三条 女は、前婚の解消又は取消しの日から<u>六箇月</u>を経過した後でなければ、再婚をすることができない。</p> <p>2 女が前婚の解消又は取消しの前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。</p> <p>（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）</p> <p>第七百四十六条 第七百三十三条の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から<u>六箇月</u>を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができない。</p>